

## 「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか

消費税率引き上げに伴い、暫定的・臨時的な負担軽減の措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を7月から行っています。下記の条件に該当する人で申請手続きをされていない人は、申請受付期限（平成27年1月5日）までに申請手続きをお願いします。

### ●臨時福祉給付金

- （対象）平成26年度市町村民税（均等割）が課税されていない人  
 ※市町村民税が課税されている人の扶養親族等および生活保護制度の被保護者は除く。  
 （給付額）対象者1人につき10,000円  
 ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者は5,000円加算対象

#### 【市町村民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	給与収入ベース	区分	年金収入ベース
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円	単身	65歳未満 98万円
夫婦1人	168.3万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦2人	209.9万円	夫婦	65歳未満 147万円

※生活保護基準の3級地（稲美町）における非課税限度額

### ●子育て世帯臨時特例給付金

- （対象）臨時福祉給付金の支給対象外の人のうち平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人  
 （給付額）児童1人につき10,000円

#### 【児童手当の所得制限限度額】

扶養親族等の人数	給与収入ベース
子1人(1人)	875.6万円
夫婦1人(2人)	917.8万円
夫婦2人(3人)	960万円



★公務員の方は、職場で発行される申請書（請求書）・児童手当受給状況証明書を持参のうえ、手続きをお願いします。（郵送可）

【問合せ先】地域福祉課 福祉係 給付金担当 492-9290（専用ダイヤル）

## 水痘（水ぼうそう）・高齢者用肺炎球菌の定期接種化のお知らせ

平成26年10月1日から、水痘（水ぼうそう）と高齢者用肺炎球菌が定期接種になります。対象となる人には、9月下旬に予診票等を郵送しています。



### 水痘（水ぼうそう）ワクチン

#### ■平成26年度対象者

- ①生後12か月から生後36か月に至るまで（1歳から3歳のお誕生日前日まで）の間にある乳幼児（3か月以上の間隔をおいて2回接種）  
 ※初回接種から3か月以上の間隔をあけた2回目の接種が、3歳のお誕生日以降になる場合、2回目は任意接種（有料）となります。  
 ②生後36か月から生後60か月に至るまで（3歳から5歳のお誕生日前日まで）の間にある乳幼児（1回接種）  
 ※②は平成26年度限りの経過措置として対象となります。

■接種期間 平成26年10月1日（水）から  
 ※②のみ平成27年3月31日（火）まで

■接種費用 無料

#### ■その他

- 既に水痘に罹患したことがある乳幼児は接種対象外となります。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある乳幼児は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなされます。（生後36か月から生後60か月の乳幼児も含む）

### 高齢者用肺炎球菌ワクチン

#### ■平成26年度対象者（注：高齢者インフルエンザとは対象者が異なります。）

- ①平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上となる人（1回接種）  
 ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓または呼吸器に重い障害のある人など（1回接種）

■接種期間 平成26年10月1日（水）から  
 平成27年3月31日（火）まで

■接種費用 4,000円

※生活保護法による被保護世帯または町民税非課税世帯の人は、健康福祉課が発行する「介護保険料額決定通知書」（第1段階から第3段階の人に限られます）を、指定医療機関へ提示した場合は接種費用（4,000円）が町から助成されます。または、事前に健康福祉課で申請して助成券を受領し、指定医療機関へ提出した場合も接種費用が助成されます。（助成券の申請受付10月1日（水）～）

■必要なもの 予診票（9月下旬に郵送しています）、健康手帳（接種を記録します）、町内に住んでいることを確認できるもの（健康保険証など）

#### ■その他

- 既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外となります。

問合せ 健康福祉課健康推進係 ☎492-9138

## あんしんボタンをご利用ください



あんしんボタン（緊急通報システム）は、高齢者が急な発作や突発的な事故など万が一のときに、胸にかけたペンダントのボタンを押すだけで、近隣の協力者や消防署に助けを求められることができるシステムです。

対象者 ①65歳以上の一人暮らし高齢者

②高齢者夫婦または高齢者世帯  
 （ただし、要介護3以上の認定を受けた高齢者がいる世帯に限ります）

あんしんボタンの機能

○緊急通報機能  
 ペンダントか端末機器の緊急ボタンを押すと自動的に消防署に通報され、状況確認後、必要に応じて救急車が出動します。

○健康相談機能  
 端末機器の相談ボタンを押すと、24時間いつでも看護師等に健康相談ができます。

近隣協力者 あんしんボタンを設置する際は、緊急時にご協力いただく近隣協力者が3人必要です。

負担費用 あんしんボタン設置の際に、世帯の収入に応じて費用負担があります。（町民税の非課税世帯は無料です）

問合せ先 健康福祉課 高年障害係 ☎492-9137

## 一般特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証の更新手続きのお知らせ

平成27年1月から、特定疾患の医療費助成の制度が変わります。既に一般特定疾患及び小児慢性特定疾患の医療受給者証をお持ちの方で、平成27年1月以降の受給者証の交付を希望される方は、手続きを行ってください。

#### 【対象者】

- 平成26年12月31日までの有効期間の一般特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、平成27年1月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される人
- 小児慢性特定疾患は、平成27年1月1日時点で満20歳未満の人

【受付期間】10月1日（水）～12月26日（金）まで  
 （土、日、祝日は除く）

#### 【手続きに必要な書類】

更新手続きに必要な書類を対象者に送付しています。9月末時点でも届いていない場合はお問い合わせください。

#### 【申請・問合せ先】

加古川健康福祉事務所地域保健課 ☎422-0003

## ヘルスの会 おせち料理教室 参加者募集

現代風にアレンジしたおせち料理をご紹介しますので、新年を迎える準備としてぜひご参加ください。

- とき 11月20日（木）  
10:00～13:00
- ところ いきがい創造センター調理室
- 参加費 500円（当日徴収）
- 人数 20人（先着順）
- 持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、筆記用具
- 申込期限 10月22日（水）
- 申込・問合せ先 健康福祉課 健康推進係  
☎492-9138（電話予約のみ）